

# 下野市立南河内第二中学校いじめ防止基本方針

下野市立南河内第二中学校

## 1 いじめの防止等のための基本理念等

### (1) 本校のいじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであるという認識をもちつつ、いじめを未然に防止し、早期に発見し、解決に導いていける学校の指導体制を更に強化していくことが求められる。

### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (3) 本校の理念

本校では、生徒一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、思いやりの心をもった、豊かな人間性を育む生徒の育成を目指す。そのために、以下の基本理念を定め、いじめの防止等の対策に強い決意をもって取り組む。

- ・全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。
- ・いじめが決して許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにし、「いじめをしない・させない・見逃さない」正しい判断のできる生徒を育成します。
- ・いじめ問題については、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、下野市いじめ防止基本方針等の法令、条例にもとづき、組織的に対応します。

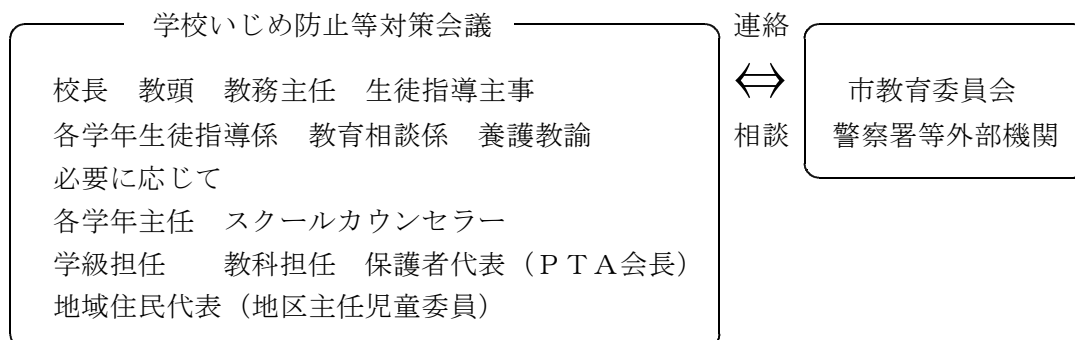
### (4) いじめが疑われる行為についての基本的な対応

学校はいじめの早期発見に努めるとともに、発見・通報を受けた場合は、学校いじめ防止等対策会議（いじめの防止等の対策のための校内組織）に直ちに通告する。その後は、当該組織での検討をもとに、関係する職員が速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実確認を行う。事実確認の結果は被害・加害双方の生徒の保護者に連絡し、学校と家庭で共通理解する。そして、確認した事実をもとに、学校いじめ防止等対策会議において、いじめの認知を行う。なお、いじめの有無に関わらず、嫌な思いをした生徒の心によりそった、適切な対応を学校として行っていく。

## 2 本校におけるいじめ防止等の対策組織

### (1) 学校いじめ防止等対策会議について

生徒指導部会を常設の学校いじめ防止等対策会議とする。事案が発生した際には、臨時に会議を開催し、必要に応じて学級担任や関係教員を加えて、具体的な指導の方針や役割分担を行う。



### (2) 学校いじめ防止等対策会議の役割

- ①いじめの未然防止、早期発見等に向けて、学校としての取組を推進する。  
(学校生活アンケート(いじめアンケート)、学級力向上アンケートの実施と分析・教育相談・校内研修の企画と計画的な実施等)
- ②いじめの未然防止、早期発見、対応等において、必要に応じて外部関係機関との連携を担う。
- ③いじめが疑われる事案について
  - ・ 通告を受ける。
  - ・ 事実を把握する(調査、聞き取りの協議・聞き取った事実の共有)。
  - ・ いじめの有無についての認知を行う。
    - ※「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」段階で、いじめであるという定義に基づき、積極的に「いじめである」の認知を行う。学校として「いじめである」の認知をした上で、早い段階で対応していくことを基本とする。
  - ・ いじめの有無に関わらず、今後の対応について協議する(家庭への連絡、関係生徒への対応、必要な関係機関との連携等の提案)。
  - ・ いじめの認知についての協議内容は、いじめの有無に関わらず下野市教育委員会に速やかに通告する。
- ④指導後の経過を共有し、必要に応じた手立てを協議する。
- ⑤いじめの解消確認について協議する。
  - ・ 下野市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの解消確認について協議する。
    - ※「いじめの解消」については、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいる状態であり、かつ、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に対し面談等により確認された場合に、「解消」と判断し得る(中略)さらに、いじめが解消したと思われた場合も、加害・被害生徒及びその保護者への継続的な指導・支援を行う。

## (2) 学校いじめ防止等対策会議以外の、校内の組織等

### ① 生徒指導部会

毎週1回、各学年の生徒指導担当者により具体的な事例の情報交換と指導方法の確認を行う。生徒指導主事が中心となり学年全体の問題、各個人への対応など見直しをもって指導方針を話し合う。これを常設の学校いじめ防止等対策会議とし、構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導係、教育相談係、養護教諭とする。また、事案に応じて関係生徒の担任、学年主任や、スクールカウンセラーが入ることもある。

### ② 生徒指導連絡会議

年に2回、全職員により生徒の問題行動や身体的問題、家庭環境等について情報交換を行う。今後の指導の留意点についてなどの確認をする。

### ③ 家庭や地域、関係機関との連携

生徒指導上の緊急な問題が発生した場合は、その場で適切な措置をとるとともに教頭に報告し、組織的な対応を図る。また問題の重要性によっては臨時の学校いじめ防止等対策会議を開催し、校長の指示により敏速な支援体制を作り対処する。その場合は、上記の委員に加え、民生委員、主任児童委員、PTA会長もメンバーとして広く対応策を講ずる。さらに困難な場合は教育委員会や警察にも介入してもらい、柔軟かつ最善の対応を図る。

## 3 いじめの防止等のために本校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止に向けての取組

いじめの早期発見のため、多様な情報の収集に取り組むことは大切だが、それ以前に、全生徒が安心して生活できる雰囲気醸成し、いじめを生まない土壌、いじめを許さない雰囲気を作ることが大切である。全職員がこのことを共通理解し、学級経営、学年経営、教科経営、部活動経営を行う。

#### ① 日常のふれあいと人間関係の把握

全職員が授業、休み時間、特別活動、部活動などそれぞれの機会に日常的にふれあい、会話を通して生徒との関係を深め、生徒間の人間関係の把握にも努める。また、担任は「日常的な生徒への声かけ、観察」「Q-U」「教育相談」「学校生活アンケート(いじめアンケート)」等から教師と生徒の信頼関係を深め、生徒間の人間関係についても把握していく。

#### ② 生徒間の良好な人間関係の構築

生徒にとって、日々共に生活する生徒との関係の在り方が、学校生活に大きく影響する。お互いに個性を尊重し合い、思いやりの気持ちをもって接していくことで、一人ひとりが自分らしく生活できる学校となる。教職員はグループエンカウンター等を取り入れながら、生徒同士の良好な人間関係作りに努める。

#### ③ 道徳教育の充実

自他を尊重する態度や規範意識の涵養を促進し、行動実践に結びつけられるよう、全教育活動で道徳教育を推進する。道徳主任(道徳教育推進教師)、各学年道徳係を中心に、道徳教育が各学年で適切に推進されるよう計画の修正や追加を行う。

#### ④人権教育の充実

人権の尊重される学校・学級で生活することで、正しい人権感覚を身につけることができる。全職員で、生徒相互また生徒と教職員のふれあいを重視し、お互いに尊重しあえる思いやりのある学校・学級作りに努める。

#### ⑤生徒会活動の活性化

下野市子ども未来プロジェクトの趣旨を理解させ、生徒会主催の活動を推進する。また、生徒会本部の活動、各専門委員会・係等の活動を活性化し、生徒が主体となつて、いじめを絶対に許さない、いじめを生まない温かい雰囲気高める学校を目指す。

#### ⑥学業指導の充実

学業指導の充実が、学校や学級の安心・安全な風土の醸成に最もつながることを全職員が理解する。授業者は、わかる授業づくりのために、指導方法の工夫と改善に努める。指導方法の工夫と改善にあたっては、学習指導主任を中心に教科部会を活用する。学業指導を通して、生徒に自己有用感を感じさせ、自己有用感に裏付けられた自尊感情をもたせるような指導に努める。

#### ⑦インターネット等におけるいじめの防止

インターネット、携帯電話、スマートフォン等の使用について、学級活動、学年集会、全校集会で講話等を実施する。個人情報への漏洩や誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続する。また、保護者に対しても啓発を行う。

### (2)いじめの早期発見のための取組

○学年経営・学級経営を中心に、すべての教育活動の中で生徒の変化を察知していく。

すべての職員が、生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことで生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。そのために以下の点を実行する。

#### ①生徒と接する時間の確保

- ・教師の目が行き届く時間を、可能な限り作る。
- ・昼休みの巡回当番を決め、生徒の様子を観察し、必要に応じて指導、報告する。

#### ②生徒の観察

- ・朝の読書の時間は、主任、副担任により、靴箱、自転車置き場の巡回を行う。通学靴の汚れや自転車の置き方なども確認する。生徒の出席状況も把握する。
- ・家庭からの健康状態の報告（LEBER）及び健康観察を通して、生徒の健康の様子表情や服装等の変化を観察する。
- ・授業開始時には、必ず出席簿に記入し生徒の所在を確認する。生徒の所在がわからないときには職員室に連絡し、所在不明のままにしない。
- ・部活動開始時にも出席の確認を行い、練習への取組の状況を確認する。
- ・下校指導を部活動顧問で行い、生徒への声かけと部活動後の様子を観察する。

#### ③学級担任、教科担任、部活動顧問との連絡、情報交換

- ・提出物等の取組の状況、学習意欲や成績の急激な低下、部活動の練習の欠席の増加等を連絡し合い、学年会、生徒指導部会、教育相談部会で情報交換していく。

#### ④学用品の忘れもの、紛失、落書き等の確認

- ・学習用具、準備物の忘れが続きたり、紛失があったときに状況を確認する。
- ・紛失があった場合はいたずら、盗難の可能性もあるため、情報を共有、蓄積する。

- ・生徒の持ち物、掲示物、集合写真等に落書きや画鋏のあとがないか確認する。
  - ⑤休み時間の過ごし方等交友関係の把握
    - ・休み時間、昼休みを中心に生徒の交友関係の変化、グループの固定、孤立等を確認する。
  - ⑥「学校生活アンケート(いじめアンケート)」の実施
    - ・年3回、学校生活アンケート(いじめアンケート)を実施し、生徒からの情報を収集する。重大な事案の情報を得やすくするためにも、アンケートは記名制とする。また、実施は教育相談の直前とし、学級担任はアンケートの記載内容を把握した上で、対面での面談に臨む。
- 情報を共有し、生徒指導部会、学校いじめ防止等対策会議を中心に全職員で対応する。
- ①いじめと思われる状況を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、情報を共有し、速やかに学校いじめ防止等対策会議に通告する。
  - ②情報収集を厳密に行い、それを教職員全員で共有し、事実確認を行う。その上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている生徒側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
  - ③学校内だけで解決しようとせず、必要に応じて各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
  - ④いじめられている生徒に対する相談、心のケアとして、養護教諭、教育相談担当教諭、スクールカウンセラーと連絡を取りながら指導を行う。
- 予防、早期発見の視点から、保護者へ情報提供や啓発を行い連携を図る。
- ①校長室通信、学年便り、相談室便り等での情報提供、協力依頼をする。
  - ②出欠、遅刻、早退の連絡を取り合う中から、生徒の変化を見つけ、必要に応じて保護者との面談を行う。
  - ③保護者からの直接の訴えや匿名の電話、手紙などから問題を見つけ、直ちに事実の確認を行い、指導にあたる。
- 地域との積極的な交流の中から情報を得る。
- ①PTA本部役員、PTA各部、学年、学級委員等の集まりから情報を吸い上げ、いじめや問題行動の早期発見に努める。
  - ②警察署・祇園交番、学警連会議、他校教諭・生徒指導主事、公民館等と連携して情報収集を行う。

## 4 いじめ問題の対応・解決のための取組

○いじめ等の相談を受けた場合や、いじめと思われる事例を発見したの対処

①いじめが疑われる段階で、速やかに学校いじめ防止等対策会議に通告する。

②以下の対応を、学校いじめ防止等対策会議で協議した上で進めていく。

- ・事実確認を正確かつ迅速、組織的に行う。
- ・いじめがあった場合は被害生徒（家族）の心身の立ち直りを第一に考え、被害生徒（家族）の希望を尊重する。被害生徒が安心して登校し、学習に励めるように当該保護者と連携し、別室登校や家庭学習なども想定する。
- ・加害生徒への直接の指導は、担任や学年主任等が行う。指導は広く目配りし、深く掘り下げて行う。保護者が係わるときは状況によって校長・教頭も立ち会い、本人の今後の生活や本人を守るために指導を行うことを伝える。また再発や潜行の可能性を考え徹底した指導を行い、卒業まで継続的に見守る。
- ・事実確認に基づき、いじめの解消及び再発防止を図るために、被害生徒・保護者に対する支援並びに、加害生徒への指導及び当該保護者への助言等を継続的に行う。
- ・扇動的・傍観的状況にあった生徒への適切な指導及びカウンセラーの活用等によりすべての生徒の心のケアを図る。
- ・いじめ事案についての関係者間の係争を防ぐために、当該事案に係わる情報を一元化して関係保護者と共有し、円滑な解決並びに再発防止に努める。
- ・犯罪行為として認識されるいじめに関しては、警察署と連携して対処する。

○ネット上のいじめへの対処

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用し、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うケースも増えてきている。また、画像や個人情報を悪用したり、流失させたりすることもあるうえ、匿名性が高いので安易にいじめが行われる傾向にある。このようなネット上でのいじめはパソコン・スマートフォンの管理が保護者のもとで行われていること、機器の急速な発展により指導する側の理解が遅れ、対応が後手に回ることも多い。以上のことを踏まえた上で、学校として適切に対応にあたる。

①トラブルの種類

- ・メール、ブログ、投稿等を通じた誹謗中傷の事案
- ・X(旧ツイッター) SNS等のやりとりから生じた、心の苦痛を感じる事案
- ・本人が意図しない所で、写真や動画がやりとりされ、嫌な思いをする事案

②配慮事項

- ・匿名性が高く、安易に誹謗中傷が行われやすいことから、予防に重点を置き、全校集会、学年集会、保護者会等で、生徒指導主事や警察署の担当職員から指導をする。また、行政等が主催の講習を適宜開催する。

- ・パソコン・スマートフォン等については、フィルタリング機能の活用や、家庭での使い方、危険から身を守るためのルール作りを行うこと、生徒に安易に持たせないこと、生徒に持たせる場合には、適切に使用することを指導する。
- ・家庭においても、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処ができるようにする。SNSの利用について、適切な使い方やマナーについて家庭でも指導するよう協力を依頼する。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」との認識を持たせ、個人情報の流失などの問題が常にあり得ることを指導する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処できるように啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより、児童生徒が「相当の期間※」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめ防止対策推進法 第28条】

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、当該目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

- ・被害生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が「いじめの重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。
- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

### (2) 重大事態発生時の連絡体制

①発見者→担任→学年生徒指導係・学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

②校長→教育委員会学校教育課

- ・緊急時には、臨機応変に対応する。
- ・教育委員会には速やかに一報を入れ、改めて文書で報告する。
- ・必要に応じ、警察等関係機関にためらわず通報する。

### (3) 重大事態発生時の初動

- ・学校いじめ防止等対策会議を招集（状況によって第三者を加える）する。
- ・教育委員会学校教育課への報告と連携を図る。
- ・いじめの調査・事実の究明にあたる。
- ・警察への通報等、関係機関との連携を図る。
- ・状況によって第三者調査委員会を設置する。

## 6 公表・点検・評価

- ・ ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- ・ 年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ・ 年度ごとにいじめ問題への取組について、保護者、生徒、職員で評価する。
- ・ いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。